

小学校の音楽教育における専科教諭の有用性について

—専科教諭へのインタビューから教師の資質と教育のあり方を考える—

近藤茂之*

1. はじめに

筆者は保育者を養成する名古屋短期大学保育科の専任教員として勤務する傍ら、東海学園大学教育学部の非常勤講師として保育及び学校教育専攻の学生にピアノを指導している。東海学園大学教育学部教育学科学校教育専攻の実技課題は学習指導要領¹に定められた小学校音楽科歌唱共通教材24曲²（以下、歌唱教材）の弾き歌い³である。ピアノは個々の経験値が異なるため一概に言えないが、小中学校で学んだレベルの歌唱や理論には苦手意識を持つ学生もいる。一つの背景として高等学校では芸術系科目の選択の有無の影響による可能性も考えられるにせよ、義務教育以降の音楽教育が十分に結実していないことが学生へのレッスンを通じてうかがえる。

中家（2018）は学生に対し彼らが有する知識や経験の不足から、学習指導要領に則った音楽の授業を適正に学習したのかを疑問に思うほどであると述べ、木村・古寺（2014）も教員養成大学において歌が歌えない、ピアノが弾けない、楽譜が読めないなど、小中学校の音楽の授業を通して音楽の基礎を身につけていない学生が増えてきていると感じられると危惧している。これらの見解については正に筆者も共感するところであり、彼らが有する技術や知識などの現状を見て将来音楽の授業を受け持つことに懸念を抱いたのが今回の研究動機である。さらに現職を対象とした調査研究を見ても音楽の授業に不安や課題を抱えている教師が少なからずいることが明らかにされており、そこで筆者が着目したのは音楽を専門的に学んだ専科教諭⁴（以下、専科）の存在であるが、一部自治体⁵を除きその配置は全国的に十分浸透していないのが現状である。つまり現行のシステムでは全ての教師が音楽の授業を担当する可能性があるが、筆者は教師の得意不得意の差により児童の学びに不利益が生じてはならないと考える。

一方文化庁では京都移転⁶に伴い文部科学省本省が所管していた「学校における芸術に関する教育の基準の設定に関する事務」の移管が予定され、令和元年6月10日付の教育課程部会資料⁷では「学校教育における全ての子供達への芸術に関する教育の充実を図る」と示された。筆者は国がこの計画を円滑に遂行するためにも、音楽の授業は全面的に専門性の高い専科に指導を委ね、より充実した教育環境で児童の感性を育むべきではないかと考えている。

以上の経緯から、本研究では専科の視点から見た小学校の音楽教育のあり方や実際の方法について考察することを研究目的とし、その有用性を明らかにすべく東西地域2名の現職専科教諭にインタビューを試みることを主な研究方法とする。

2. 教員養成課程における学生の現状と課題について

本学の音楽授業ではバイエル教則本⁸や他の楽譜と並行して歌唱教材⁹の伴奏が学校教育専攻の課題となっている。これら24の楽譜の難易度は様々であり楽譜通りに演奏することが困難な場合は簡易伴奏¹⁰を

* 名古屋短期大学保育科

用いているが、実際にはそれすら手に負えない学生も存在する。森村（2014）は簡易伴奏でさえ困難なピアノ初心者にはコードによる伴奏が適していると述べ、早川（2017）らはピアノの初心者のために簡易伴奏の一例として歌唱教材24曲をコードネームや和音記号による和音奏を取り上げ和声の理論に則った実践研究を行っている。さらに村木（2013）は「ピアノ入門者のための」と題し学生のみならず歌唱教材の主旋律を右手で演奏するための運指（指使い）を考案していることから、原曲伴奏を演奏することが困難と思われる初心者がどの大学にも一定存在していることがうかがえる。たしかに簡易伴奏は初心者にとって技術的課題を緩和させる方法だが、鈴木（2019）はピアノが未熟な人に演奏を成立させる工夫でありやむを得ない方法であると前提した上で、小学校学習指導要領の目標は表現に「曲想と音楽の構造との関わり、曲想と歌詞の表す情景や気持ちとの関わりについて気付くこと」との記載に照準すれば、楽曲の表情の根底を担う伴奏の音の動きを省くことは、表現する上で貴重な要素を失うことも認識すべきであると警鐘を鳴らし、その上で伴奏には歌唱の音程を補助することに加えて歌唱の表情を補うことの二つの役割があるとしている。つまり伴奏は単に歌唱にハーモニーやリズムを副次的に加えるのではなく、楽曲全体を構成するのに重要かつ欠かせない存在であり、簡易伴奏によって楽曲の技術的困難を取り除いてしまえば曲想や音楽の構造も作曲家の意図から大きく外れ、本来の音楽表現を体験することができなくなる恐れがある。実際に市販されている保育や教育で使われる楽曲の簡易伴奏譜の中には、技術的容易さを優先するがあまり原曲とは異なるハーモニーや、主旋律を効果的に浮き立たせるためのリズムや伴奏形を削除する或いは全く別の形に改変するなど、理論的のみならず結果的に簡易化されたとは言えない不自然な編曲も多数見られ、筆者は指導の際に困惑することもある。原曲を知る者として授業テキストの選択にはどのレベルに焦点を当てるべきか非常に難しい問題である。

木許（2019）は小学校学習指導要領の「第6節 音楽 2内容 A表現（1）歌唱」にある記述を挙げ、教師はこれらを見習いから引き出すことができる演奏技術を身につけるべく、作詞者及び作曲者が楽譜に記したことを読み取り、忠実に再現することから始まるのが本来の音楽表現であると述べている。その上で歌唱教材24曲の原曲伴奏を技術的に分析し、練習における課題や方法の考察を通して原曲の練習に取り組むことの重要性を論じている。つまり本来の音楽表現とは原曲を演奏できるくらいの技術を身につけてこそ児童への指導がより充実したものになると言えよう。たとえそれが結果的に困難であったとしても、筆者は原曲の味わいを知らしめるべく一定度練習に取り組ませることが重要であると考えている。

さらに伊藤（2018）は歌唱共通教材のピアノ伴奏は、伴奏譜そのものを弾くことができるようになるだけでは不十分であるとし、その理由として高柳（2014）の「たんに伴奏付きの歌唱体験で音楽理解を促すだけでなく、伴奏を通じて（あるいは伴奏に加えて）音楽表現の教授までおこなうからである」を引用し、伴奏が児童の歌唱指導にも重要な役割を果たすために必要な存在であると指摘している。そのためには歌唱に専念できるくらいに無意識に指が動かせるよう技術を向上させる必要があるが、前述の森村は楽器の演奏技能の獲得は理論的な知識の習得と違い、ある一定の技能を獲得したと言えるまでには身体を使って何度も繰り返しての練習が必要と述べている。このことは一定のピアノ経験者ならば理解できるが、懸命に練習に取り組んでも初心者にとってはなかなか獲得し難い感覚であろう。

ちなみに歌唱授業は国立大学や一部私立大学の音楽教育講座または音楽専修などの課程で専攻する場合を除き、合唱や小編成の声楽アンサンブルなど集団での受講を原則とするケースが多い。筆者はピアノの個人レッスンにおいて歌唱表現にも適宜言及しているが、時間的制約もあり必ずしも十分に指導できていないのが現状である。ピアノに加えて声楽家のような歌唱力でもなくとも児童に指導できる程度の基本的発声や表現力を教師は身につけておく必要があると考える。

このように音楽経験の浅い学生の指導に対する研究が進む一方で、先述の鈴木、木許、伊藤らの先行研究のように教師も高い音楽能力が必要という論述も複数において確認できた。これは我々大学教員が抱える音楽教育の理想と現実におけるジレンマでもあるが、筆者自身は教師を目指す学生には少なくとも大学

入学前にピアノ経験を一定程度有し、目前の課題に無理なく取り組める技能を身につけておくことが望ましいと考えている。しかしながら初心者の学生を大学入学後の数年間でそのようなレベルに到達させることは困難であるが、時間的な制約もあり技術の向上を目指すのは学生時代に限られている。24曲もの歌唱教材をレパートリーにしようとするならば、伴奏と歌唱を児童に指導できるレベルに到達するにはかなりのハイペースで練習を進めていく必要がある。その点音楽を専門とする学生や専科を目指せるほどのレベルにあれば少なくとも技術面の問題はクリアできるであろう。保育専攻のように保育者の裁量で自由に選曲できる状況とは異なり、教科教育として課題曲がある小学校の音楽授業ではより高度な技術を身につけておかなければならない。

3. 全科教育の限界と専科教諭について

前章では筆者自身の学生指導を通して諸課題に触れたが、本章では教育の最前線に立つ教師が音楽の授業をどのように受け止めているのであろうか。古山・瀧川（2018）が実施した現職対象の質問紙調査では、小学校に音楽専科が必要な理由として「音楽」「指導」「専門」「知識」「技術」という語が回答の中に頻出していることを挙げ、小学校の音楽教育にはその専門性（技術や知識）をもった教師が教える必要性を述べ、学級担任が全面的に指導にあたることの限界を示唆している。また木村・古寺（2014）が現職を対象に調査した研究では、教師自身の音楽スキルへの不安や歌唱や器楽の指導などに苦心していることを膨大な回答によって明らかにしており、教員養成大学で音楽の基礎的能力を習得することの必要性は無論のこと、教育現場でさらに役立つ能力を養いつつ教師としての資質を高めていくことが求められるとしている。この調査内容の中で筆者が最も問題視したのは、当該の小学校に専科を担当できる教師がいなかったために専門ではない教師が専科という位置付けで授業を担当していたという回答である。実際には類似したケースとして音楽の他に図画工作や家庭などを一人の教員が兼務していることは珍しくないことであるが、高い専門性が求められる音楽をそのような体制で専科と称して授業を行うことは、音楽のみならず他の科目の教育においても悪影響を及ぼしかねない。

以上はいずれも近年の研究であるが、実は音楽・図工・体育などの技能教科については山田による調査¹¹で60年余り前に当時の教師からの聴取によって不得意分野の代表格としてすでに挙げられていたことが明らかにされている。専科の提唱を掲げている高久（2011）は、その山田の調査結果を取り上げつつ日本とヨーロッパの音楽教育の実例を挙げているが、自身の研究で着目した茨城県広報聴課では県民から寄せられた質問¹²に対し、小学校の音楽指導の充実のためには専科教員の果たす役割は大きいと認識しているものの、定数内の専科教員の配置は法律¹³に基づいて決められていることから「小学校専科担当非常勤講師配置事業」として非常勤講師をもって専科教育の充実を図るという措置をとっている。これに対し高久はこれを不十分とし、財政難等の理由を挙げ人件費抑制による問題であるとして批判している。確かに元来非常勤講師は授業のみの教員であり、担任のように児童と関わることなく充実した教育を展開することには限界があろう。

さらに高久は茨城県の自治体で実地調査として教育関係者へのインタビューを試みており、訪問した東海村では教育委員会特別職員である「専科指導員」¹⁴という独自の取り組みを行っており、同村では小学校教諭のほとんどが音楽の苦手意識が高く、その分専科指導員に寄せられる期待は非常に高いと言う。子どもたちの反響も大きく一定の教育効果も上がっており、音楽が不得意な教師から指導法について相談を受けることもあるなどこのシステムの相乗効果も見られる。安定した待遇を担保するという課題はあるが専科が授業を担当することは心強い。一方ヨーロッパでの実例として音楽教師は全てその専門領域を修めた者が教育に従事しており、日本との教育システムが異なるため全ての状況を当てはめて論ずることは適切ではないが、日本の専科と同様に専門性を有しておりその教育の効果も高いと見られる。翻って日本では

先述の通り専科が授業を担当することは全国的に見ても限られており、こと日本の小学校では学級担任と専科の双方で授業を担当する体制となっていることから、少なからず教師の経験や能力によって教育上の格差が生じているものと推察できる。また自治体の財政状況によって教育システムにかかる予算差が生じることは想像に難くない。

今日では教育に関する学会や研究会などを通じて様々な充実した研究授業が実践されているが、その恩恵を受けられる児童は教育モデル校や研究熱心な教師が在職している学校が中心であると言えよう。音楽については教師の豊かな技能と知識が児童への指導に影響することは明らかである。

4. 専科教諭へのインタビュー調査を通して

教師は高度な技術だけを有していれば良いというわけではなく、教科の教育方法としての専門的知見をもって実践していく必要がある。そこで本章では2名の現職専科教諭に協力を得て実施したインタビューの回答を考察する。本文ではX氏及びY氏と称し共に匿名を条件に調査協力の許諾を得ている。両氏の経歴は次の通りである。

X氏：40代男性、芸術大学卒業後、演奏活動や合唱指導等を経て関東地方の公立中学校に数年間勤務の後、公立小学校音楽専科教諭として10年以上のキャリアがある。

Y氏：40代女性、音大卒業後、関西地方の公立中学校に数年間勤務し小学校音楽専科教諭5年目に至っている。

両氏には筆者の研究意図を伝えた上で、音楽教育の現状と課題について面接法でインタビューを実施する予定であったが、新型コロナウイルスの影響を考慮し筆者が文章化した質問事項をメールにて送信し、同じく文章で回答を得た。

Q1. 小学校の専科教諭に求められる力と、授業を担当することの利点と課題について

A1：X氏

小中学校の9年間、もしくは高等学校までの12年間の長いスパンで捉えると、専科が授業を担当する必要性の一つが見えてくる。中高では校内の合唱コンクールや合唱祭がある。生徒達が学校生活の思い出になるくらい熱心に取り組むことができるのも、小学校の音楽の授業で培った表現する力（技能）を身に付けているからである。想像（創造）を形にする力、つまり表現力は長い時間かけて培われ身についていく。入学式や卒業式、運動会（体育祭）では必ず校歌を歌う。指導が十分でなくしっかり歌えないということにならないためにも表現技能の習得は必要である。それができるのは音楽（声楽だけではなく様々な楽器）を専門的に勉強した専科である。また小学校では校内音楽会や市区町村などの連合音楽会など発表の機会があり、学級担任や管理職も表現のクオリティを求めている。よい表現を求める限りはそれを指導できる専科の存在は必要である。無論学級担任でも全てではないが指導に長けている人がいる。

専科は学級担任とは異なり長期間において音楽を通して児童の成長を見ながら学習活動や指導が行えるのが利点である。1週間の中で関わる時間は少なくとも、異動しない限り児童と関わるができる。課題は技能ありきの指導になってしまうことである。表向きは良くても中身が無いということである。児童に思いや意図をもたせ表現につなげる部分でありそれらを導き出すことは、様々な教科の指導を行っている学級担任の幅広い知識や経験から学ぶことは多い。

A1：Y氏

- ① 低学年～高学年まで6年間を見通した歌・及び器楽合奏の指導力。具体的に楽器としては、鍵盤ハーモニカ、リコーダー、大太鼓・小太鼓・トライアングル・カスタネット・タンブリン・マリンバ・アコーディオン・ティンパニその他小物楽器諸々についての適切な奏法や練習方法についての知識（マ

リンバやアコーディオンは小学校に異動になってから勉強した)

- ② どのような曲でも即座に伴奏する力（主旋律を目立たせて）。そして、教科書やそれ以外の合唱曲について、パートが分かれているときはパートごとに弾くこと。
- ③ 合唱（同声2部～3部）や器楽合奏の際、わかりやすく指揮する力（吹奏楽の指揮とは異なる）
- ④ 鑑賞教材についての知識・指導力
- ⑤ 新しい評価基準（◆学びに向かう意欲◆知識、技能 ◆思考力、判断力、表現力）を授業のどのような観点で見ることについての知識）
- ⑥ 児童の課題やつまずきに対して早い段階で気づき、適切に指導していく、もしくは児童自身に問題解決をさせていくような指導力
- ⑦ 音楽を「楽しい！やればできる！」と思わせるような指導力・授業構成力
- ⑧ 周囲の職員との調整力・高いコミュニケーション能力（中学校と違い、小学校は低学年の音楽を担当がみていることが多く、音楽会等の行事の各学年の指揮も担任がすることが多い。そのため、子どもたちの様子を密に担任と連絡を取り合い、指導しなければならない。
- ⑨ その他、素早く正確に事務処理する力（成績処理・児童のワークシートの添削）が必要である。

また専科の利点について、より高い専門性をもつ教師が指導することにより児童の音楽的な成長に役立てられることと、児童の「きく力」を育てることができる（一般教師よりも専科の方が音楽を聴く力はある）。課題は音楽専科教諭が必ずしも小学校の音楽教育で必要とされる知識・技能についてオールラウンダーというわけではないので、小学校で使用する楽器について専門的に学ぶ必要がある。

【考察】

X氏は音楽の表現力は長期熟成が必要であるとし、6年間で学んだことがその後の学校生活での音楽活動に接続していくように指導している。これは中学校教師の経験もある同氏だからこそ考えられる教育方法であり、専科として日々の指導に反映させることができる。また校内外における行事では学校関係者からの期待に応えるべく高度な技術を指導できること、また長期にわたって児童の成長と変化を見ていくことができるのも専科の力であるとしている。その一方で技術偏重にならないよう自戒し、児童の日頃の様子を把握している学級担任との連携により教育の質を高める努力を重ねている。

一方Y氏は児童への技能指導や教師自身の技能や評価、X氏と同様に担任との連携に加えて事務処理能力など教師としての作業など多岐にわたり述べている。技術的には器楽合奏や合奏の指導またそれらを統括には複旋律を聴き分けるためのソルフェージュ能力が必要であり、単にピアノが弾けるというレベルでは指導できるものではない。また授業を通して音楽の楽しさを児童に知らしめるためには教師自身がその魅力を深く伝えられるだけの専門性が必要であり、それによって児童のつまずきにいち早く気づき適切な指導も専科だからこそ対応できることであろう。

Q2. これまで勤務してきた小学校の音楽教育において、専科の立場から一般の教諭が音楽を教えることについて感じること

A2: X氏

音楽表現における技術（技能）の必要性については教員養成系の大学でも専門的に勉強することによって必然性を感じていると思われるため、児童・生徒に表現する技能を身に付けさせようと指導するであろう。思いや意図をもたせ導き出すことは、様々な教科の指導を行っている学級担任の幅広い知識や経験から学ぶことは多い。また学級担任と専科教諭と違いの一つに関わっている時間がある。したがって児童理解（何が得意で何が苦手、それぞれもっている特性など）については専科に比べて授業が行うことができる点は利点かと思う。いずれにせよ音楽を教えることそのものが何を意味し、何を目指しているのかを把握しながら授業を行っているか否かの違いが、学校教育における教科としての音楽の存続にもつながるの

ではと思う。

A2: Y氏

一般の教諭は音楽に対して専門的な知識がない場合が多く、リコーダーの指導すらできないことが多い。(リコーダーを持っていないこともある) また、楽譜がたやすく読めるわけでもない。(現在の小学校教員採用試験からピアノやリコーダー、弾き歌いなどの試験がなくなっている) そのような一般教員が音楽の指導をするのは不可能ではないかもしれないが、教師自身の力量に左右されることが多く、クラスによって音楽的な力に差ができることが予想される。また音楽が苦手な教師は必要時間数音楽の時間をとらず別教科の指導をしていることもあった。したがって少なくともリコーダーが導入される3年生からは専科が教えることが望ましい。学級担任の課題は児童に専門的かつ具体的な指導ができないことだが、担任が教える場合は児童の特性やつまずくと予測されるポイントを他の教科指導を通して理解していることからその点を指導に活かせる。担任ではない教師が専科として教える場合は小学校教員として幅広い指導経験(1～6年生までの発達段階を理解しており教師としてスペシャリスト)があることから、それぞれの発達段階や年齢に応じた指導・授業づくりができる。

【考察】

X氏は自身の芸術系大学出身の知見として、一般の教員養成課程で学んだ教師は全ての教科教育法を修め実際に音楽の授業も担当してきていることから、教科としての音楽を児童に技術を身につけさせるための指導については必然的に行うであろうと捉えている。また学級担任は専科よりも児童への理解を深められる機会が多くあることがメリットであるとしているものの、音楽教育の根幹を理解した上で授業を行わなければ学級担任や専科の別に関係なく教育の効果は上がらず、音楽の授業が軽視されていく恐れもある。Y氏は一般教諭(専科を除く教諭)の音楽における専門性の乏しさや教師の能力によって授業の質が実際に影響していると述べている。例えばリコーダーは小中学校で一般的に使用されている身近な楽器であるが、高学年になると手本を示せるような児童も現れることがあり、教師自身はそれを上回るほどの技術がなければ自身の立場を失いかねない。ピアノだけでは不十分ということである。その他問題があるケースとして所定の時間数を別教科の指導に充当してしまっていたという音楽が苦手な教師がいたことが挙げられていたが、先述の現職への調査に見られた専門性のない教師が専科として授業を担当していたことと同様に、いかなる理由であれそのような行動は音楽の授業を軽視している深刻な問題である。

Q3. 小学校教諭を目指す学生が、歌唱教材について全曲あるいは主要な曲が十分に弾ける必要があるか、またピアノや歌唱はどの程度のレベルまで到達していることが望ましいと考えるか。

A3: X氏

歌唱教材は指導用CDがあるので伴奏自体を十分に弾ける必要はない。しかしどのような伴奏であれ子どもたちはCDの音源よりも生の音(ピアノなど楽器)で歌いたいと言う。子どもながらに機械を通した音と楽器の生の音の違いや、自身から発する歌声と楽器から発する生の音との心地よさみたいなものが感じられるのではと思う。学習活動全てをCDなどの音源で行わず実際に楽器を使った生の音で行うことと併用するのが望ましいと思う観点から言うと、ピアノに限らず何か楽器ができるといい。

A3: Y氏

歌唱教材については6～7割は弾けた方がいいが、指導用CDがあるのでそれを活用することはできる。しかしピアノのレベル自体はソナチネやソナタ程度は弾けることが望ましい。地域性もあるかもしれないが、勤務先の地域では小学校4年生以上になるとソナチネやソナタは容易に弾けるという児童もおり、厳しい言い方をすればその程度の楽曲を余裕で弾けなければ、音楽の授業をする教師として存在を認められないかもしれない。そして最低限初見で合唱曲の伴奏が簡単に弾けるぐらいの読譜力と、主旋律に合わせて伴奏がすぐに弾けるような力も要求されるため、ソルフェージュ力が重要となる。また児童に○○

の曲を弾いてと言われたときに楽譜がないので弾けませんではなく、楽譜がなくても即興で演奏できる力（いわゆる耳コピー）も必要になると思う。

【考察】

指導用CDは音楽を不得意とする教師にとっては重要なバイブルである。しかし児童の豊かな感性からは現代のようなデジタル化が今日当然の状況である一方で、教師の演奏に期待し一体となって音楽を感じることの楽しさを体感している児童もいると推察できる。X氏自身はピアノ以外の楽器にも精通していることが望ましいとしているが、実際に教員養成課程では大学によっても環境が異なるがピアノ以外の楽器に対する専門的な指導を受ける機会は限られている。

またY氏が述べているように歌唱教材についてはCDでカバーできる部分もあるが、それ以外の楽曲については初見や楽譜なしでも弾けるくらいソルフェージュ力が必要であることがわかる。これは専科であってもよほど高度な技術を有していないと対応することは難しい。教科書に掲載されている楽曲以外にも常に多くのレパートリーを携えておく必要がある。

Q4. 中学校から小学校へ転任が決まった時の状況や、その時に感じられたこと（当時未経験の小学校における音楽教育に対する不安などがあれば）

A4：X氏

元来小学校の音楽専科が希望であったが中学校枠で採用された。最初の異動が島の中学校となりその学校が小中併設校で中学校の音楽の先生（音楽だけではなく美術や体育、家庭科も）が小学校も教えていた。したがって、小学校専科教諭になる以前に小学生に教える経験があったため不安はなかった。校種変更（中学校→小学校）は教員になってずっと希望していたので、小学校への異動が決まった時はやっと叶ったという思いであった。中学校では担任として進路指導や部活の顧問などを行い、仕事の中で音楽に関わるのはほんの一部分なのに対し、小学校では音楽に関わる部分が多いので、自分が音楽を通して学んだことや経験してきたことを十分生かすことができると思った。小学校の音楽教育に対する不安は特になかったが、発達段階の異なる子どもへの接し方や指導で悩むことが多かった。

A4：Y氏

中学校では、放課後と土日がほぼ部活動（音楽教師は99%吹奏楽部顧問になる）でつぶれるため、出産を経て仕事と家庭との両立を考えた場合、小学校教師の方が自分のライフスタイルに適していると感じ退職も考えたが異動を希望した。小学校音楽専科への異動は希望しても中々空きがないと当時の管理職に言われていたため、小学校に転任できると決まったときは素直に喜んだ。小学校の音楽教育への不安については、中学校が大変すぎたので余り不安はなかった。中学校での経験は必ず小学校に活かせると思っていたし、実際に活かしている部分が多い。（中学校で学ぶことを逆算して指導に当たることができる）今では最初から小学校ではなく、中学校→小学校で良かったと思える（中学校での大変な仕事量・慣れない吹奏楽部顧問を経験してしまえば、様々な面で小学校の方では、ある程度余裕を感じられる。）

【考察】

両氏は共に音楽専門の大学出身で中高の音楽科教諭の免許状を有し、教師としてのスタートが中学校からであったことから、免許状を有していない小学校への校種変更の際に生じた心境について質問した。X氏は過去に島の小中学校赴任という特別な環境を通して小学生にも指導経験があったものの、やはり中学生の発達とは異なるため児童に対する言葉の選び方や氏の回答にあるように、実際の指導については苦労が多かったことがわかる。またQ 1でX氏が回答した先を見据えた音楽教育のあり方と関連し、Y氏は小学校でどのように音楽教育を捉えていくかについては中学校教師としての経験値が大いに活かされているであろう。しかしながら大きな問題として感じたのは、両氏の回答に共通していた中学校における職務の煩雑さである。教科担任として高い専門性を持って指導できる中学校の方がやりがいを感じられるのでは

と筆者は当初推察していたが、各学校個別の状況に差異はあるとはいえ実際には授業以外の様々な職務に追われて音楽教育に専念することが困難であったことが、結果的に小学校への異動を希望する一端にもつながっていることは意外であった。

Q5. 今の小学校における音楽教育全般についての課題と、理想の教育のあり方について

A5: X氏

音楽の学びが“表現して楽しい”だけで終わらないようにすることである。音楽を表現した・学んだ先に何があるのかを、学校教育で音楽と携わる立場にある教員は常に考え、児童と向き合い指導に励んでいくことが重要である。つまり音楽を教えることで子どもたちにどのような力が身に付けさせたいか、つまり「生きる力」を児童に育むために「何のために学ぶのか」ということである。音楽を学んだことが、感性を養う情操教育に留まらず、今回実施された学習指導要領にある資質・能力の3つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性」）の育成、つまり学びを通し、何を理解し（できる）、理解している（できる）ことをどう使うか、このプロセスから得た経験が、よりよい人生を送るためにどのように生かされていくかにつなげていくことである。音楽そのものではなく経験を通して生き方にどのようにつなげていくかということである。

以上3つの柱にある「思考力・判断力・表現力」の表現力は、表現する質（程度）によって次につながる部分（経験を通して生き方につなげていく）に大きく左右されるのではないかと考えると、やはり表現の質を高めるために音楽を専門で勉強している人材、つまり音楽専科の存在は必要である。私（X氏自身）が考える音楽における理想の教育の在り方は生き方につなげる音楽経験と音楽表現である。あえて音楽表現と書いたのは音楽を学ぶことが学問として終わってほしくないからである。学校教育であるためどの教科も学問として捉えるべきだが、音楽や図工（美術）は学問に留まらず芸術（アート）としての部分（表現）も主張したいという願いもある。私は小学校で音楽を教えていく上でどのような形で表現者という立場をもって教育活動に携わることを大切にしている。どのような形と書いたのは音楽＝音楽ではないからである。書道や茶道、華道、絵画や作品などを制作する創作活動などでも良い。何かを生み出し表現するプロセスを自ら経験し実践しているからこそ、これから求められる学校教育における音楽科の指導の在り方につながるのではと考えている。

A5: Y氏

課題は①文科省が打ち出した新しい学力（◆学びに向かう意欲◆知識、技能◆思考力、判断力、表現力）について、音楽という教科でどこまで児童に身に付けさせることができるのか、②音楽という教科について「特に必要ない」と考えている児童や保護者について（昨今かなり増えている）その必要性をどう理解してもらうかである。また、理想の教育の在り方については主に2点あるが、1点目は音楽という教科を通して付けられる力<知識・技能・教養以外で>①幅広い意味での聴く力、②コミュニケーション能力、③他者と協働する力、④表現力、⑤発信力、⑥音楽と生活との結びつきに気付き、それらを活用する力、⑦人生を豊かにする力（人に感動を与える・心が癒される・元気づけられる・人と繋がることのできる）について、教育に携わる者だけでなく、児童・生徒・保護者に音楽という教科の意義を理解してもらえるような教育～心を育てることの意義、美しいものを美しいと感じることができる感受性を育てることの意義～。2点目は教師主導型の教育ではなく、児童が自ら課題に気付き積極的に学習に取り組めるような教育（これは全教科に当てはまる）である。

【考察】

音楽は私たちの日常生活にあらゆる形を通して浸透しているが、それを学校教育の場で一つの教科としていかにして児童に学ばせるのかについては非常に難しい課題である。表現や鑑賞など授業を通して様々な学びがあるが、学校教育である以上教師は児童に音楽を学問として教えなければならない使命がある。

そのことについて両氏は文部科学省が提示した新しい学力に基づいて従前の知識や技能に加えて思考力、判断力や表現力など多くの要素を考慮する必要があると共通して述べている。またY氏は芸術教科の一つである音楽という科目の特殊性が他の科目と比較して新しい学力においてどのような整合性が得られるのか、また他の主要教科と比較して将来の受験に不要のため軽視されがちな音楽が児童や保護者にその存在意義を認めてもらえるような教育をすることが専科の役割であるとしている。またX氏が述べているように音楽は学問を超越して芸術として主張したいという気持ちは自身が演奏家としての経験を豊富に有していることからであり筆者も全く同感である。そして、音楽が生涯にわたって愛好していくことができるべく学校教育の果たす役割は大きい。

その他、在職している小学校での音楽授業の担当時間数（学年）と、先生を含めた専科教諭と専科の常勤・非常勤講師、及び専科ではない一般の教諭で音楽授業を担当しているそれぞれの人数についても回答を得た。これを見ると専科とは言え、音楽の授業だけを担当するのではなくその他にも様々な職務が日々課せられていることがわかる。

X氏：現任校は、市内で全校児童数が一番少なく特別支援学級を含め約160名である。全学年単学級（特別支援学級は3クラス）で、特別支援学級以外の全ての学年の音楽を担当している。低学年は週2時間、中学年は週1.5時間、高学年は1.2時間である。他に専科は図工があり担当時間は同じである。週の受けもつ時間は少なく感じられるが、6学年全ての授業の準備を行わなくてはならないため、それに費やす時間もある。専科教員は他に週2～3時間、全学年の生活科や総合の授業の補助に割り当てられている。また、生活科見学や社会科見学、遠足や移動教室等の引率も専科教員はある。これまで勤務した小学校はなかった。つまり、学校の規模によって専科教員は専科授業以外のことも行っているということである。前任校は全校児童800余名という大規模校で各学年4クラスあり、音楽も図工とも専科教員2名（専任1名＋講師1名）の体制で2～6年を指導していた。在職期間中に受けもつ学年の体制が変わったが、在職最後の1年間は音楽の専任は2名になり、各教員2年は2クラス（4クラス中の半分）、3～6年は中学年・高学年とも各1学年（全8クラス）を受け持った。週時間に換算すると16時間くらいであろうか。

Y氏：担当時間数：4年生（週大体2時間×4クラス）年間約60時間になるよう微調整、5年生（1.5時間×3クラス）年間約50時間になるよう微調整、6年生（1.5時間×3クラス）年間約50時間になるよう微調整、基本として音楽の専科教諭は私（Y氏自身）のみ。（大規模校では専科2名の学校もあり）1年生と2年生、計8クラスは、主幹教諭マネジメント加配の音楽専科ではない教諭1名（他市では専科教諭の経験があるらしい）が教えており、3年生（3クラス）は各担任が音楽の授業をしている。（出張等で担任が不在の場合、自分の授業が空きであれば、依頼を受けて授業に行くこともある）市内で音楽の非常勤講師を採用しているところ（時間講師）は1校しかなかったように記憶している。講師の場合は常勤が98パーセントである。

加えて芸術科目は専科が担当すべきではないかという筆者の仮説について、X氏は全体の質問項目を振り返りながら次のように述べている。非常に重要な提言と受け止めここに追記するが、専科として小学校の音楽教育に携わることの意義がここに全て凝縮されていると言っても過言ではないであろう。

「私（X氏自身）も芸術科目は専科が教えるべきだと思う。専科は技術偏重になりやすいのではとの懸念はある。しかし表現するためには技術の習得は必要であり、子どもの豊かな想像（創造）力を育てるからこそ表現する力が必要なのではないか。無論教える側の子どもの発達への知識や幅広い視野も必要であるが、それだけでは本来の芸術のもつ良さや力を伝えることはできない。表現する技術を身につけ、それを生かし表現することを通してさらに子どもの想像（創造）力が高まるのではと思う。それは芸術分野を専門で学んできた私たち専科が誇りをもって主張するところではないだろうか。確かに専門分野を中心に学んできた私たち専科に対して、教育大学もしくは教員養成課程で学校教育とは何たるかを専門に勉強してきた全科教員は、確かに子どもの発達段階への知識や指導法に対して幅広い視野をもち長けていると思う

が、それがゆえに専科が劣っているとは思わない。必要であれば児童・生徒理解について自治体の教育センターの夏季研修会を受講できるし、各学校でも講師を招いて校内研修会を行っているところもある。また教育現場で児童と関わっていく中で、実践を通して学んでいるこれは全科・専科全ての教員が対象である。」

一方Y氏からは最初に採用された中学校での経験から、中学校の音楽教師として現場で必要とされる力についても次のように言及された。

- ① 混声4部合唱を表現豊かに指導する力（かなり歌唱の専門性が要求される）⇒1、2年生は混声3部合唱・3年生は混声4部合唱になる。
- ② 楽典の内容を分かりやすく指導する力（中学生でもドレミが読めない生徒が多い）
- ③ 吹奏楽部で吹奏楽コンクールでも通用するような指導力（吹奏楽で使用する楽器の奏法・音の出し方・ピッチの合わせ方、全体の合奏を聴いて短い時間で端的に全体のハーモニーや曲想についてのコメント力、またはそれぞれの楽器の特性を理解した上での指導力）
- ④ 授業力（市内中学校では合唱指導が8割を占めているように感じますが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で変わってきているかもしれない）
- ⑤ 和楽器（特に箏）を指導する力
- ⑥ 生徒指導の力（学習規律・生活指導）
- ⑦ 楽譜を見て即座に歌に合った伴奏をする力（初見である程度伴奏できる力）⇒中学教師は超多忙なため（特に担任も持っている場合）教材研究の時間がほとんどない。したがって、わずかな空き時間で12～13クラス分〈約2学年分〉の合唱曲を譜読みし、かつ指導する力が求められる）
- ⑧ PCなどの機器を活用し、パートごとに音源CDを作成したりする力・楽譜ソフトなどを扱う力（ここは得手・不得手があると思います。特に私が音大にいた頃は、こんなことを教わったことはありません）
- ⑨ 合唱・吹奏楽の合奏を指揮する力

これらは今回の研究で依頼した直接的なインタビュー内容ではないが、その高い専門性を持って指導されてきたことが、先述の通り中学校から異動した現在の小学校における音楽教育に生かされていると考えられる。幼小接続における諸課題と同様に小学校教師としても児童が中学校でどのような音楽教育を受けていくのか把握することにより、小学校の音楽教育のあり方を構想していけるのではないだろうか。筆者も今後の課題として研究を進めていきたい。

5. まとめと今後の課題について

今回の研究で両氏の回答を考察することで高度な技術に留まらず小学校の音楽教育において多様な授業実践ができる専科の有用性を明らかにすることができた。現職へのインタビューは筆者にとって小学校における教育現場の貴重かつ重要なメッセージを聞くことができる有意義な機会であり、多忙な職務の合間を縫って協力いただいたことにこの場を借りて心より両氏に感謝の意を表明したい。実はこの他にも質問項目を設定し回答を得ていたが、紙面の関係で全てを取り上げることができなかつたため、今後の課題として引き続き研究を進めていく所存である。

結論としては専門性が高いほど授業を構成する上で深くねらいを立て、児童の様子を見ながら臨機応変に対応することができる力が専科にあることがわかった。しかし専科にも技術偏重に陥らないことや児童の発達段階を理解し状況を的確に判断して指導することなど日常的な課題もある。小学校の音楽はあくまでも義務教育であり例えば教師の指導書や教科書またCD音源が制作されていることから見ても、教育の質を担保すべく専科でない教師でも授業を展開できるような整備がされている。専科に全面的に教育を委

ねてしまうのではなく、学級担任自身が受け持つ児童たちの授業への取り組みを観察したり参加したりすることにより、他の教科にはない児童の意外な表情を見ることも重要な教師の役目である。

また専科でなくとも積極的に授業に取り組む意欲がある教師は専科教諭から学ぶことによりスキルアップできるチャンスもある。したがって筆者は教員養成課程における音楽教育は、たとえ不得意な学生であっても基礎的なスキルを最低限学修し、小学校の音楽教育に対する理解を十分に深めることにより、両氏の見解にもあるように専科との連携しながら良い教育へと高め合えることができれば良い。

今回は教員養成課程学生における主として技術や知識への不安に端を発した研究であったが、今後は両氏から得た回答に基づいてさらに具体的な教育のあり方や実際の展開についても詳細に分析していきたい。両氏の回答はいずれも専科として教師を目指す者への提言であり、筆者自身も現場の姿をより具体的にイメージしながら日々の学生指導へ活用する。そして先述の文化庁による移管計画の遂行に伴い専科の採用が全国の小学校において拡大され、教育効果が向上することによって音楽に一生涯関心を持ち心より楽しむことのできる児童が増えていくことを望む次第である。

注

- 1 文部科学省が告示する初等教育及び中等教育における教育課程の基準を指す。
- 2 6学年各4曲ずつが割り当てられているが、これまで改訂されてきた学習指導要領においても、約30年間においてこれら24曲の変更がないまま今日に至っており、時代に合わないという批判もある。
- 3 教師がピアノなどの鍵盤楽器を用い伴奏しながら同時に歌唱すること。
- 4 本論文における専科教諭とは音楽を専攻する高等教育機関を卒業し、中学校及び高等学校教諭（音楽）の免許状を取得し、小学校において音楽のみの教育に従事していることを前提とする。
- 5 さいたま市では小学校の音楽専科特別選考として「音専特別」という採用枠を設けている。受験資格は小学校教諭及び中学校教諭各普通免許状を所有または取得見込の者が対象である。実技試験内容は①ソプラノリコーダーでの初見演奏、②任意の楽器または歌唱、③予め指定された歌唱教材から1曲の弾き歌い及び提示された題材による模擬授業である。
- 6 2017年6月に改定された文化芸術基本法の施行に基づき、文化庁は遅くとも2021年度中に京都移転を予定している。
- 7 令和元年6月10日に文部科学省の教育課程部会で配布された資料12を指す。部会メンバーは大学教授、中高の校長や教育委員関係者及び企業関係者がいる。
- 8 F.バイエル（1806～63ドイツ）は作曲家・ピアニストで1850年にピアノ奏法入門書としてその名を冠した教則本を記した。日本では明治期の西洋音楽導入期にテキストが持ち込まれ、今日においても初歩学習者のバイブルとなっている。
- 9 学校教育専攻のみの課題である。保育専攻は童謡や子どもの歌が課題となっている。
- 10 技術的な困難さを容易にした編曲でありコード伴奏や単音伴奏もこれに含まれる。
- 11 文部時報1959年1月号掲載の大阪市小学校における「交換授業実態調査」において、音楽・家庭・体育の三つの技能教科は圧倒的に担任以外が指導していること、その中で音楽が最も多く、その理由として「音楽の指導能力に欠陥があるため」、その更なる具体例として「ピアノが弾けないから」が最大の理由であるという。
- 12 茨城県ではインターネットによる県民の意見や提案を受け付けているが、投稿された内容として「音楽の授業はそれを専門とし音楽性に富み指導力のある教員が担当すれば（中略）、児童の音楽的才能を伸ばすことが出来るであろうと前提した上で、東京都の小学校のような専科の配置を望みたい」と述べている。
- 13 「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」のことを指す。

14 週5日勤務1年任期最大5年まで更新あり。

引用文献

- 伊藤憲孝（2018）「小学校音楽科における歌唱教材ピアノ伴奏の活用について—初級学生のピアノ実技指導に着目して—『福山平成大学福祉健康科学研究』13号, pp.010-020.
- 木村みどり・古寺有希「小学校における音楽の授業に関する報告—音楽の授業の指導について—」『美作大学・美作大学短期大学部紀要』第59号, pp.113-128.
- 木許隆（2020）「小学校音楽科を指導する教員に必要とされるピアノの演奏技術：A表現（1）歌唱の活動に用いられる共通教材を題材として—」『東海学園大学教育学部研究紀要』4号, pp.17-37.
- 古山典子・瀧川淳「質問紙調査に見る教師の音楽指導観—自由記述回答の計量テキスト分析を通して—」『福山市立大学教育学部研究紀要』6号, pp.19-29.
- 鈴木賢太（2019）「ピアノ伴奏の考察～小学校歌唱共通教材より～」『新潟大学教育学部研究紀要』第11巻2号, pp.199-207.
- 高久新吾（2011）「小学校音楽科における専科制度の提唱—日本とヨーロッパの小学校音楽教育の実例をもとに—」『浜松学院研究論集』7号, pp.61-73.
- 高柳理恵（2014）「小学校歌唱共通教材簡易伴奏：初心者における歌唱指導にむけて」『岐阜大学教育学部研究報告. 人文科学』62巻（2）, pp.81-100.
- 中家淳悟（2018）「小学校学習指導要領における音楽科歌唱共通教材の認知度と難易度別ピアノ伴奏の印象についての調査『環太平洋大学研究紀要』第12号, pp.295-300.
- 早川順子、櫻井琴音（2017）「小学校音楽科歌唱共通教材の簡易伴奏法：7音階および5音階に基づく楽曲のコードネームと和音記号による和音奏の比較」『南九州大学人間発達研究』7号, pp.35-45.
- 村木洋子（2013）「歌唱共通教材（小学音楽）旋律の運指について—ピアノ入門者のための—」『山梨県立大学人間福祉学部紀要』8巻, pp.49-56.
- 森村祐子（2014）「小学校教員に求められる音楽的資質—ピアノ技能の習得について—」『東京家政大学研究紀要』第54集（1）, pp.27-34